

令和6年度

協働のまちづくり事業提案制度

募 集 要 項



◎募集期間

令和6年1月10日(水)～2月9日(金)午後5時15分必着

◎事業実施期間

事業実施決定(令和6年4月頃)から

令和7年3月31日(月)の期間に実施される事業が対象です。

大 泉 町

「協働のまちづくり事業提案制度」をご活用ください

I 【協働のまちづくり事業提案制度とは？】

大泉町では、住民※¹の皆さんとともに協働のまちづくりを進めていくために、地域の現状や課題を把握している住民活動団体から事業提案をいただき、協働（役割分担）で事業を実施する「協働事業提案制度」を設けております。

この制度は、行政と住民活動団体※²が協働により、地域や社会にある課題の解決について取り組むことにより、「協働のまちづくり」を普及促進し、魅力ある地域社会の実現を図るために、皆さんの知恵と力を発揮していただくものです。

どうぞ、積極的にご活用ください。

※1 住民とは…「官」の組織である行政に対して、「民」の組織である「住民活動団体や企業」とする。

※2 住民活動団体とは…特定非営利活動法人やボランティア団体など、営利を目的とせず、自主的かつ自発的に地域や社会の課題解決を目的とした公益的な活動を行なう団体。

1 「提案事業」には2つの募集区分があります

「協働のまちづくり事業」には、次の2つの提案の募集区分があります。



(1) 行政提案型協働のまちづくり事業

- ・町が既に行っている事業において「住民活動団体の皆さんと、協働によって取り組んでいきたい」、「協働で取り組んだほうが効果がある」と考えるものや、地域にある課題解決のために、「新たに住民活動団体の皆さんと協働で取り組みを進めていきたい」と考えているものを、概要や負担金予算とともに、「テーマ」としてあらかじめ提示します。

住民活動団体の皆さんには、提示されたテーマに基づき、それぞれ具体的な事業の提案を企画していただき、応募してください。

なお、「行政提案型協働のまちづくり事業」は、随時、大泉町ホームページ
[\(https://www.town.oizumi.gunma.jp/\)](https://www.town.oizumi.gunma.jp/)にてお知らせをいたします。

(2) 住民提案型協働のまちづくり事業

- ・住民活動団体の皆さんが、「町と協働で取り組みたい」又は「地域にある身近な課題について、町と協働で取り組むことで解決できるかもしれない」と思うものを提案してください。事業のテーマやジャンルは問いません。

地域をよく知っている皆さんの視点や、団体の専門性などを活かしていただき、町が単独で行うよりも、よりよい成果が期待できる事業の提案を募集します。

2 提案対象となる事業の条件

次の要件を全て満たす事業が提案対象となります。

- ① 町民サービスの向上に資するなど具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- ② 地域や社会の課題解決を目的とする事業であって、町と住民活動団体の責任及び役割分担が明確かつ妥当であること。
- ③ 先進性、専門性などを活かした新しい視点からの取り組みであること。
- ④ 事業に伴う収支計画が適正であること。

ただし、以下のものは除きます。

- ① 事業効果が特定の個人又は団体に帰属するもの。
- ② 親睦その他単に町民との交流を目的とするもの。
- ③ 国又は他の地方公共団体から既に提案する事業の助成を受けているもの。
- ④ その他 公序良俗に反するなど、「協働のまちづくり事業」として相応しくないもの。

3 応募資格

次の要件を全て満たす構成員数が5名以上の住民活動団体とし、個人は対象としません。

- ① 町内に事務所を有する団体、又は町内に事務所を有しない団体であって町内での活動実績を有する団体であること。
- ② 原則として、1年以上継続して公益的な活動を実施していること。
- ③ 組織の運営に関する規約などがあること。
- ④ その他 「政治、宗教又は営利を目的とする団体、暴力団など、町長が適当でないと認める団体」ではないこと。

4 事業経費の負担

「協働のまちづくり事業」の実施について、町が負担する経費は以下のとおりです。

(1) 行政提案型協働のまちづくり事業

それぞれ提示した事業の予算の範囲内で経費を負担します。

※「行政提案型協働のまちづくり事業」については、随時、大泉町ホームページ
(<https://www.town.oizumi.gunma.jp/>) にてお知らせをいたします。

(2) 住民提案型協働のまちづくり事業

1事業につき100万円の範囲内で経費を負担します。

なお、必要と認められる場合は、事前に経費をお支払（概算払い）することもできます。
(事前に、所管課または多文化協働課にご相談ください。)

(3) 対象となる経費

対象となる経費は、**事業に直接必要となる経費**です。

住民活動団体の事務所などの維持管理費、経常的な活動経費、交際費、食糧費（事業実施のために不可欠と認められるものを除く）、不動産取得費、構成員の人件費、団体構成員の謝礼、領収書がないなど支出の根拠が確認できない経費は除きます。

対象となる主な経費（参考）

項 目	内 容	
報償費	外部講師や出演者、専門的な技術を有する協力者への謝礼	
旅 費	・講師、出演者などの交通費、宿泊費 ・研究・調査、事業に直接関連が認められる交通費	
需用費	消耗品費	事業実施に直接必要な文具、紙などの消耗品費
	燃料費	事業実施に必要な灯油代等
	食糧費	講師の食事代など事業実施のために不可欠と認められるもの
	印刷製本費	事業実施に必要なコピー代、写真代、チラシなどの印刷費
役務費	通信運搬費	事業実施に必要な通信運搬費（切手代、ハガキ代など）
	手数料	事業実施に直接必要な振込手数料等
	筆耕翻訳料	事業実施に直接必要な筆耕・翻訳に係る経費
	保険料	事業実施に必要な損害賠償保険料、参加者の傷害保険料
委託料	団体の技術、知識では対応できない専門的な技術、知識への委託料（看板作製を委託する経費、講演会の講師派遣を委託する経費など）	
使用料及び賃借料	事業実施に必要な会場使用料、車両や機材などの借上料	
原材料費	事業に直接必要な原材料費 (材木、土砂などの使用に伴って形質が変化する材料の購入費)	
備品購入費	単価が5千円を超え、長期にわたり使用できるもの。ただし、備品購入費は、負担金額の1/2以内とし2万5千円を限度とする	

- 1件当たり10万円以上の経費が想定される場合は、複数の業者による見積書を提出していただくこともあります。
- 上記科目によりがたい経費については、協議の中で調整させていただきます。

(4) 経費についての留意点

- ① 提案書類に記載された経費の負担を保障するものではありません。町との協議の中で、調整させていただくこともあります。
- ② 参加費の徴収など、事業実施による収入の見込額がある場合は、別紙（協働のまちづくり事業収支予算書（様式3））に明記してください。対象となる経費は、事業に係る経費から事業実施による収入見込額を差し引いて計算されます。
- ③ 協定書締結前に支払った経費については、経費の対象外となります。

5 事業実施期間

協働のまちづくり事業実施決定後（令和6年4月頃）から
令和7年3月31日（月）までの期間に実施される事業が対象です。

6 募集期間

令和6年1月10日（水）～2月9日（金）午後5時15分必着

7 提案方法

それぞれ「提案書類」に必要事項をご記入の上、大泉町役場企画部多文化協働課（大泉町日の出55番1号 大泉町役場2階）に直接、郵送または町ホームページから提出してください。

【提案書類】

- ① 協働のまちづくり事業提案書（様式第1号）
- ② 協働のまちづくり事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 協働のまちづくり事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体概要書（様式第4号）
- ⑤ その他、団体の活動内容がわかるもの
- ⑥ 暴力団などの関与のない旨の誓約書兼承諾書

事前のご相談も
お待ちしております



◎「募集要項」「提案書類」をはじめ協働のまちづくり事業の提案に必要な書類などは、募集期間に合わせ、町公民館、町立図書館をはじめとする各公共施設に配布します。また、町ホームページ、住民活動支援センターホームページからもダウンロードできます。

※今回の事業は令和6年度実施分となります。令和6年度の当初予算成立が事業実施の条件となりますのでご承知おきください。

8 事業の募集から実施まで

住民活動団体からの提案事業については、一次審査、事業説明会、二次審査を経て、決定されます。それぞれ審査は、【大泉町協働のまちづくり推進会議】※³にて行います。



一次審査



事業説明会

※3 「大泉町協働のまちづくり推進会議」
…大泉町における行政と住民との協働を
推進するために設置された庁内機関

(1) 具体的な提案の受付

提出された書類をもとに、「応募資格、対象事業の要件を満たしているか」、「提案書類の必要事項が記載されているか」などの確認を行います。

(2) 一次審査(書類審査)

- ① 応募資格、対象事業の要件を満たしていると認められる提案事業について書類審査を行います。
 - ② 一次審査の結果を踏まえ、事業説明会及び二次審査の対象となる提案事業を決定します。同時に、当該事業を担当する部署（以下「所管課」）が決定されます。
- 一次審査の結果については、全ての提案団体に対し通知します。

(3) 事業説明会及び二次審査

- ① 提案団体は、所管課と提案事業の内容を協議・精査・共有するとともに、事業説明会に向けて発表内容、方法などについて準備をしてください。
- ② 事業説明会では、提案団体が提案事業の内容を説明します。
また、提案事業の内容などについて「大泉町協働のまちづくり推進会議」による質疑応答などを行います。
注) 事業説明会を欠席した提案団体の事業は、選考の対象外となります。
- ③ 事業説明会終了後の二次審査では、事業説明会の内容などを踏まえながら、提案事業の内容を総合的に勘案し審査します。

(4) 協働のまちづくり事業の採択・決定

- ① 「大泉町協働のまちづくり推進会議」にて、事業説明会で説明された提案事業の審査を行います。審査は、住民有識者から組織される「大泉町協働のまちづくり推進懇談会」の意見を踏まえて行われます。
- ② 町長は、審査結果を踏まえ実施事業を決定します。

(5) 事業の実施(協定書の締結)

- ・ 所管課と協議が整い次第、協定書を締結します。

協定書の締結後、事業計画書、仕様書などの内容に沿って速やかに事業に着手してください。(事業実施の際には、協働の相乗効果が最大限に発揮できるように、実施団体と所管課は連携して事業に取り組むことが重要です。)



【事業実施の際の留意点】

- ・ 所管課との協議が整わない場合は事業の実施を見送る場合があります。
- ・ 事業内容を変更、中止、廃止しようとするときは、「協働のまちづくり事業変更(中止・廃止)承認申請書」(様式第7号)に必要事項を記載して提出してください。【所管課または多文化協働課にご相談ください。】
- ・ 提案書類に虚偽の記載などが発見された場合には、事業実施決定後であっても、決定の取り消しを行うことがあります。

9 事業が終了したら…事業報告

事業完了後1か月以内もしくは令和7年4月4日(金)いずれか早い期日までに、次の「事業報告書類」に必要事項を記入して、大泉町役場企画部多文化協働課(大泉町日の出55番1号 大泉町役場2階)に直接、または郵送で提出してください。

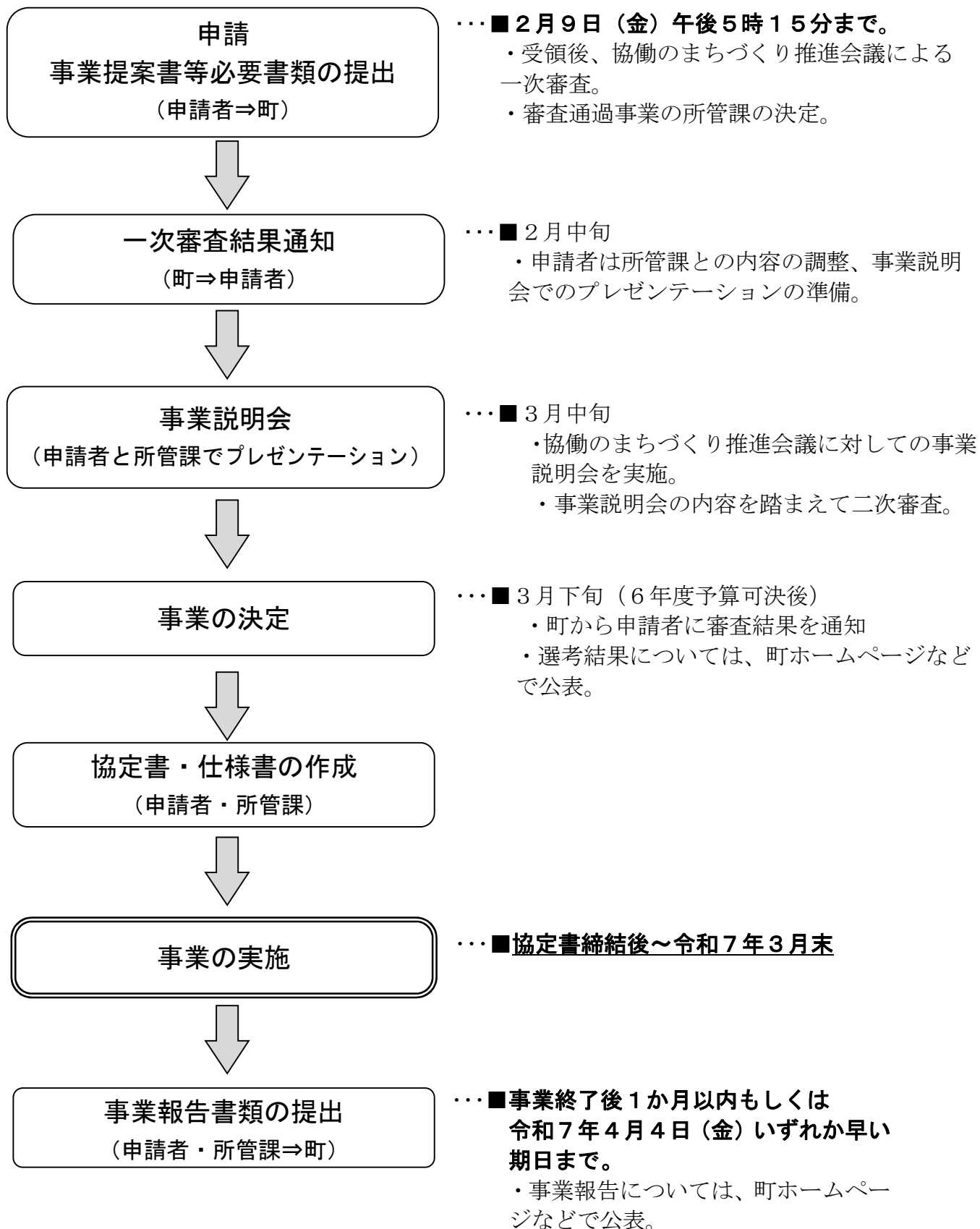
【事業報告書類】

- ① 協働のまちづくり事業完了報告書(様式第8号)
- ② 協働のまちづくり事業収支決算書(様式第9号)
- ③ 事業の実施に要した費用に係る領収書の写し
- ④ 協働のまちづくり事業評価調書(様式第10号)
- ⑤ その他 事業実施に際しての参考資料(事業記録写真、成果物、請書、契約書など)

※1件当たり10万円以上の物品を購入、契約を締結した場合は、**請書・契約書の提出が必要となることもあります。**

- ※ 事業の提案内容や選考結果、事業結果などについては、町のホームページなどで情報を公開し、透明性の確保を図ります。(但し、個人情報などにかかわるものなどは除く)。

II 協働のまちづくり事業 実施スケジュール



Ⅲ 協働のまちづくり事業提案制度 事業例 一覧

「協働のまちづくり事業」の事業例は下記のとおりです。
 その他の取り組みや活動も「協働のまちづくり事業」の対象になることもありますので、
 何かご相談などがございましたら、お気軽に多文化協働課までご相談ください。

NO	分野	協働事業の事例
1	交通、防犯、防災、安全安心なまちづくり	交通安全、防犯対策、安全安心に関する講座など意識の向上を目的とした事業
2	公共交通(広域公共バス)	バスの利用率向上を目的とした調査・研究業務
3	多文化共生、男女共同参画、協働のまちづくり団体全般	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童と日本人児童の交流を促進する事業 ・協働のまちづくり、男女共同参画について意識の向上を目的とした事業
4	社会福祉、障害福祉	地域福祉、障害福祉に関する講座など意識の向上を目的とした事業
5	高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者などの見守り事業 ・高齢者の買い物支援事業
6	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間中の学童保育見守り事業 ・園児を対象とした自然体験教室や交流促進事業
7	介護支援	高齢者を対象とした介護予防事業
8	健康づくり	健康づくりを推進する事業
9	観光振興、消費生活関連、産業振興、その他商・工業関係	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の観光資源や歴史遺産を活用した観光PR事業 ・消費生活に関する相談・情報提供や意識の向上を目的とした事業
10	農業振興、その他農業関係	農業体験教室や地域生産、地域消費を促進する事業

NO	分野	協働事業の事例
1 1	環境保全、リサイクル運動、 その他環境関係	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川流域の環境保全活動事業 ・環境学習に関する体験教室 ・ごみ減量化事業
1 2	道路美化、その他道路関係	町内道路の清掃や道路破損箇所の見回り報告事業
1 3	公園関係	草花の手入れ、公園内の除草や清掃活動事業
1 4	生涯学習、青少年健全育成、人権教育、 地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習、青少年の健全育成、人権教育を目的とした事業 ・サークルなどの育成と自主活動の支援事業
1 5	文化・芸術関係、スポーツ振興、 スポーツイベント	<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育祭や各種スポーツ大会などのスポーツ振興事業 ・文化むらを中心とした芸術文化活動事業

お問い合わせ先

大泉町役場 企画部 多文化協働課 （2階16番窓口）

住所：群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号

TEL：0276-63-3111（内線261）

FAX：0276-63-3921

（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

E-mail：tabunka@town.oizumi.gunma.jp

住民活動支援センターホームページ：<http://oizumi-kyoudou.jp/>